

レオリブレ（株）規約

〔名称及び所在地〕

第1条 本クラブはレオリブレ株式会社（スポーツクラブ部門）（以下本クラブ）と称し、事務所を静岡県静岡市清水区幸町1-1-4におきます。

第2条 本クラブの施設運営・管理は、レオリブレ(株)が行います。

〔目的〕

第3条 本クラブの目的は、会員がクラブ内の施設を利用して心身の健康維持・増進を図るとともに会員相互の親睦を密にし、品位あるクラブライフをエンジョイすることを目的とします。

〔入会資格〕

第4条 本クラブに入会できる者は、満16歳以上の者で本クラブの趣旨に賛同し本規約を承認した者とし、但し入会者本人が未成年者の場合は必ず保護者の同意が必要となります。

(1) 刺青者（ファッションタトゥー含む）、暴力団構成員及び本クラブが不適当と認めた方は入会できません。

(2) 成人病等で加療中、あるいは過去に運動に支障をきたすような手術、入院をさせられた方は、原則的には医師による健康診断書を提出していただき施設利用が可能なことを証明していただきます。

〔会員の種類〕

第5条 本クラブの会員の種類は別紙の通りとします。

〔入会手続〕

第6条 本クラブに入会しようとするものは所定の手続きを行い、本クラブの定める入会金及び諸費用を支払い込まなければなりません。この場合、保護者自ら会員になった場合と同様に本規約にもとづく責任を本人と連帯して負担し本規約18条に定める危険負担と本クラブの免責につき同意をお願いします。

〔入会金及び月会費〕

第7条 会員は本クラブの定める入会金及び月会費（以下「会費等」という）は別紙の通りとします。なお、入会金の有効期間は退会時までとします。

〔会員資格の喪失〕

第8条 本クラブは、会員が次の各号の一つに該当すると定めた場合は、会員たる資格の一時停止、会員資格を失効いたします。

(1) 会員等の支払いを2ヶ月以上遅延したとき。

(2) クラブ施設を故意に損したとき。

(3) 本規約、その他本クラブの定める規則に違反したとき。

(4) 本クラブの名誉、信用を損し、または秩序を乱したとき。

(5) その他会員としての品質を損なうと認められる非行のあったとき。

(6) 退会、除名、死亡および失踪宣告をうけた時、その資格を失います。

〔会員資格の譲渡禁止〕

第9条 会員はその会員たる資格を他に譲渡することはできません。

〔会員証〕

第10条 本クラブは、会員に対して会員証を交付します。なお、会員が本クラブの施設を利用使用とする時は会員証を提出しなければなりません。会員証の提示のない場合は入館できない場合があります。本クラブを退会する場合は、原則的に退会届を合わせ会員証を退会月の10日までにクラブ側に返還するものといたします。

会員証は、署名された会員ご本人以外には使用できません。また、会員証の所有権は、当クラブに属し、他人への貸与、譲渡することはできません。尚、会員証の再発行をうける場合には再発行料が必要となります。

〔会員等の支払〕

第11条 会員は本クラブの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期間及び支払い方法等は、本クラブが定めるものとします。本クラブの月会費は原則としてすべて前納制ですが、指定銀行口座からの引き落としについては当月2日（金融機関が休日の場合は翌営業日）となります。又、一旦納入した会費等は理由の如何を問わず返還いたしません。

〔休会〕

第12条 会員は休会を希望される月の前月10日までに本クラブ所定の休会届けを提出することにより翌月から休会することができます。休会中は月会費に変わり休会費として1,050円がかかります。なお、休会期間は連続して3ヶ月までとることができます。3ヶ月以上休会をなされる方は原則として再度休会手続きをお願い致します。

〔退会〕

第13条 会員は退会を希望する月の10日までに本クラブ所定の退会届を提出することによりその月末で退会することができます。尚、退会届が提出されない限り会費が発生します。

〔コース変更〕

第14条 会員はコース変更を希望する月の前月10日までに本クラブ所定のコース変更および変更手数料を支払うことにより変更ができます。

[諸費等の改定]

- 第15条 本クラブは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢の変動におうじて改定することができます。
冬季期間（11月～3月）については、別途暖房費を別紙掲示文により既存会員様より（休会・法人等含む）徴収させていただきます。
その他区分外費（付加サポートシステム）を支払うことで施設延長利用等が可能です。（詳細条件内での枠内にてご利用）

[ビジター利用]

- 第16条 本クラブはビジターによる利用を付加サポート料金にて行えます。但し、特別行事を行う場合、フロント公示により、使用することが制限される事もあります。

[施設の廃止、利用制限]

- 第17条 （1）本クラブは次の事由により本クラブの施設の一部または全部を一時的に閉鎖することができます。なお、この場合、会員に対する補償はありません。
イ）気象・災害・事故等による時
ロ）施設の改造または補修の時
ハ）法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した時。
（2）本クラブは施設を利用して一般を対象としたスポーツスクールその他スクールをフロントにおける公示により開催することができます。なお、会員はこれらのスクール開催期間中スクールで使用している施設について原則で使用できないものとする。この場合会員に対する補償はいたしません。
（3）各種大会及び特別行事を開催する場合は、施設の一部又は全部の利用が制限されます。
（4）本クラブは原則として別紙に表記する日を定休日及び季節休業といたします。又、その定休日及び季節休業のほか、諸施設の補修、会場設備、その他やむを得ない理由が発生した場合、作業することがあります。尚、作業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示させていただきます。但し、施設安全管理面から緊急工事が必要な場合は、予め掲示することなく一部又は全部の施設を休業することができるものとします。

[会員の事故]

- 第18条 （1）会員は自己の責任と危険負担において本クラブの施設を利用するものとします。
（2）本クラブは、会員が本クラブの施設利用中に生じた盗難、傷害等の事故については一切責任を負いません。

[責任事項]

- 第19条 会員は同伴又は紹介したビジターの本クラブ内における行為及びクラブに対する支払い並びに事故等の一切につき連帯責任を負うものとします。

[変更事項]

- 第20条 本規約に定めていない事項及び業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとします。

[改定]

- 第21条 本規約の改定及び変更は本クラブの定めるところによるものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとします。

[附則]

- 第22条 ダイビングプール利用について。
ダイビングプールは、下記の者及び当社を設定する内容・時間に限り利用できるものとします。
現に当クラブの委託先（ブルーコーナー主催）のスクール受講中の者であることとします。
旧セントラルスポーツクラブのDACSオープンウォーター以上の認定者あるいは委託先のインストラクターの指導下に基づき使用できることとします。
当クラブの主催するイベントで告知された内容・時間についてのみであることとします。
当社との委託先インストラクターの指導行為によるものであると判断される場合であることとします。
その他当社ダイビングプールの運営責任者であるチーフマネージャーの判断により安全管理上適切と認められた場合とします。
- 第23条 本規約は平成19年5月1日より発効いたします。
本規約は平成21年11月1日より一部改定致しました。
本規約は平成22年7月1日より一部改定致しました。